

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などで、本人が負担した金額（国民年金保険料は証明書が必要）。 小規模企業法に規定される共済契約の掛け金、確定拠出年金法に規定される企業型年金・個人型年金の掛け金、心身障害者扶養共済制度の掛け金。複数ある場合はそれぞれの合計額。 																																																											
介護保険料・個人年金料控除	<p>【旧・生命保険料控除】 生命保険契約、生命共済契約の保険料を支払った場合。</p> <p>【新・生命保険料控除】 平成24年1月1日以降に新規契約・更新した生命保険契約は「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」「介護医療保険料控除」の3つの控除枠により計算します。</p>																																																											
料控除	<p>地震保険契約の保険料を支払った場合控除されます。 ※平成18年12月31日までに締結された長期損害保険契約の支払保険料は旧長期損害保険料の区分で計算します。</p>																																																											
寡婦・ひとり親・勤労学生	<p>【ひとり親控除（300万円）】次の①、②、③すべての要件を満たす方 ①・現在婚姻しておらず（未婚、離別、死別又は配偶者生死不明を含む）事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいない ②・合計所得金額が500万円以下 ③・他の者の扶養にならない所得58万円以下の生計を一にする子を有する</p> <p>【寡婦控除（260万円）】次の①又は②の要件を満たす方 ①・夫と離別後に再婚せず、扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下 ②・夫と死別後（又は生死不明）に再婚せず、合計所得金額が500万円以下</p> <p>【勤労学生控除（26万円）】 大学、各種学校等の学生又は生徒で、自己の勤労に基づく給与所得等があり、合計所得が85万円以下で、給与所得等以外の所得が10万円以下の方。</p>																																																											
障害者控除	<p>【障害者控除（控除額は次のとおり）】申告者本人、配偶者控除や扶養控除の対象者が障害者の場合に適用されます。 ※配偶者特別控除の対象となる配偶者は適用しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別障害者[身体1・2級、精神（1級、Aの1、Aの2）など] 納税者本人……………30万円 (同居)配偶者・扶養親族（一人につき）……………53万円 (非同居)配偶者・扶養親族（一人につき）……………30万円 普通障害者[特別障害に該当しない方] 納税者本人・配偶者・扶養親族（一人につき）…26万円 <p>※障害者控除対象者認定書の交付を受けている方も適用されます（介護保険担当課で申請が必要）。</p>																																																											
配偶者（特別）控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額 (給与收入のみの場合の給与収入金額)</th> <th rowspan="2">扶養控除の種類</th> <th colspan="4">本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1000万円以下</th> <th>1000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円以下 (123万円以下)</td> <td>配偶者控除(69歳まで) 老人配偶者控除(70歳以上)</td> <td>33万円 38万円</td> <td>22万円 26万円</td> <td>11万円 13万円</td> <td>控除なし (扶養人数に含む)</td> </tr> <tr> <td>58万円超95万円以下 (123万円超160万円以下)</td> <td rowspan="10">配偶者特別控除</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td rowspan="10">控除なし (扶養人数に含まない)</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下 (160万円超165万円以下)</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下 (165万円超170万円以下)</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下 (170万円超175万円以下)</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下 (175万円超180万円以下)</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下 (180万円超185万円以下)</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超125万円以下 (185万円超190万円未満)</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超130万円以下 (190万円以上197.2万円未満)</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超133万円以下 (197.2万円以上201.6万円未満)</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>133万円超 (201.6万円以上)</td> <td>控除なし (扶養人数に含まない)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額 (給与收入のみの場合の給与収入金額)	扶養控除の種類	本人の合計所得金額				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	1000万円超	58万円以下 (123万円以下)	配偶者控除(69歳まで) 老人配偶者控除(70歳以上)	33万円 38万円	22万円 26万円	11万円 13万円	控除なし (扶養人数に含む)	58万円超95万円以下 (123万円超160万円以下)	配偶者特別控除	33万円	22万円	11万円	控除なし (扶養人数に含まない)	95万円超100万円以下 (160万円超165万円以下)	33万円	22万円	11万円	100万円超105万円以下 (165万円超170万円以下)	31万円	21万円	11万円	105万円超110万円以下 (170万円超175万円以下)	26万円	18万円	9万円	110万円超115万円以下 (175万円超180万円以下)	21万円	14万円	7万円	115万円超120万円以下 (180万円超185万円以下)	16万円	11万円	6万円	120万円超125万円以下 (185万円超190万円未満)	11万円	8万円	4万円	125万円超130万円以下 (190万円以上197.2万円未満)	6万円	4万円	2万円	130万円超133万円以下 (197.2万円以上201.6万円未満)	3万円	2万円	1万円	133万円超 (201.6万円以上)	控除なし (扶養人数に含まない)			
配偶者の合計所得金額 (給与收入のみの場合の給与収入金額)	扶養控除の種類			本人の合計所得金額																																																								
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	1000万円超																																																							
58万円以下 (123万円以下)	配偶者控除(69歳まで) 老人配偶者控除(70歳以上)	33万円 38万円	22万円 26万円	11万円 13万円	控除なし (扶養人数に含む)																																																							
58万円超95万円以下 (123万円超160万円以下)	配偶者特別控除	33万円	22万円	11万円	控除なし (扶養人数に含まない)																																																							
95万円超100万円以下 (160万円超165万円以下)		33万円	22万円	11万円																																																								
100万円超105万円以下 (165万円超170万円以下)		31万円	21万円	11万円																																																								
105万円超110万円以下 (170万円超175万円以下)		26万円	18万円	9万円																																																								
110万円超115万円以下 (175万円超180万円以下)		21万円	14万円	7万円																																																								
115万円超120万円以下 (180万円超185万円以下)		16万円	11万円	6万円																																																								
120万円超125万円以下 (185万円超190万円未満)		11万円	8万円	4万円																																																								
125万円超130万円以下 (190万円以上197.2万円未満)		6万円	4万円	2万円																																																								
130万円超133万円以下 (197.2万円以上201.6万円未満)		3万円	2万円	1万円																																																								
133万円超 (201.6万円以上)		控除なし (扶養人数に含まない)																																																										
扶養控除	<p>扶養親族の所得要件は所得の種類に関係なく58万円以下です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養控除の種類</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年少扶養（0歳～15歳）</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>一般扶養（16歳～18歳・23歳～69歳）</td> <td>3.3万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養（19歳～22歳）</td> <td>4.5万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養</td> <td>4.5万円</td> </tr> <tr> <td>同居者親等 (70歳以上)</td> <td>3.8万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同居者親等とは、本人又はその配偶者の直系尊属（父母・祖父母など）で、本人と同居している方。</p>	扶養控除の種類	控除額	年少扶養（0歳～15歳）	0円	一般扶養（16歳～18歳・23歳～69歳）	3.3万円	特定扶養（19歳～22歳）	4.5万円	老人扶養	4.5万円	同居者親等 (70歳以上)	3.8万円																																															
扶養控除の種類	控除額																																																											
年少扶養（0歳～15歳）	0円																																																											
一般扶養（16歳～18歳・23歳～69歳）	3.3万円																																																											
特定扶養（19歳～22歳）	4.5万円																																																											
老人扶養	4.5万円																																																											
同居者親等 (70歳以上)	3.8万円																																																											
特定親族特別控除	<p>生計を一にする特定親族（19歳から22歳までの納税義務者）の扶養親族または事業従事者を除く）を有する方で、その特定親族の合計所得金額が85万円を超える場合、次の額を控除します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定親族の合計所得金額 (給与收入のみの場合の給与収入金額)</th> <th>扶養控除の種類</th> <th>控除額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円以下 (123万円以下)</td> <td>特定扶養</td> <td>45万円</td> <td>扶養人数に含む</td> </tr> <tr> <td>58万円超95万円以下 (123万円超150万円以下)</td> <td rowspan="10">特定親族特別控除</td> <td>45万円</td> <td rowspan="10">扶養人数に含まない</td> </tr> <tr> <td>85万円超95万円以下 (150万円超155万円以下)</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超95万円以下 (155万円超160万円以下)</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下 (160万円超165万円以下)</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下 (165万円超170万円以下)</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下 (170万円超175万円以下)</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下 (175万円超180万円以下)</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下 (180万円超185万円以下)</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超123万円以下 (185万円超188万円以下)</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>123万円超 (188万円超)</td> <td>控除なし (扶養人数に含まない)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	特定親族の合計所得金額 (給与收入のみの場合の給与収入金額)	扶養控除の種類	控除額	備考	58万円以下 (123万円以下)	特定扶養	45万円	扶養人数に含む	58万円超95万円以下 (123万円超150万円以下)	特定親族特別控除	45万円	扶養人数に含まない	85万円超95万円以下 (150万円超155万円以下)	45万円	90万円超95万円以下 (155万円超160万円以下)	45万円	95万円超100万円以下 (160万円超165万円以下)	41万円	100万円超105万円以下 (165万円超170万円以下)	31万円	105万円超110万円以下 (170万円超175万円以下)	21万円	110万円超115万円以下 (175万円超180万円以下)	11万円	115万円超120万円以下 (180万円超185万円以下)	6万円	120万円超123万円以下 (185万円超188万円以下)	3万円	123万円超 (188万円超)	控除なし (扶養人数に含まない)																													
特定親族の合計所得金額 (給与收入のみの場合の給与収入金額)	扶養控除の種類	控除額	備考																																																									
58万円以下 (123万円以下)	特定扶養	45万円	扶養人数に含む																																																									
58万円超95万円以下 (123万円超150万円以下)	特定親族特別控除	45万円	扶養人数に含まない																																																									
85万円超95万円以下 (150万円超155万円以下)		45万円																																																										
90万円超95万円以下 (155万円超160万円以下)		45万円																																																										
95万円超100万円以下 (160万円超165万円以下)		41万円																																																										
100万円超105万円以下 (165万円超170万円以下)		31万円																																																										
105万円超110万円以下 (170万円超175万円以下)		21万円																																																										
110万円超115万円以下 (175万円超180万円以下)		11万円																																																										
115万円超120万円以下 (180万円超185万円以下)		6万円																																																										
120万円超123万円以下 (185万円超188万円以下)		3万円																																																										
123万円超 (188万円超)		控除なし (扶養人数に含まない)																																																										

令和8年度分 市民税・県民税申告書の書き方

1 収入金額等 · 2 所得金額

事業所得 農業	卸売業・小売業・飲食業・製造業・修繕業・サービス業等の営業から生じる所得。申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」欄を使用して計算してください。 【収入金額-必要経費(専従者控除含む)】一青色申告特別控除=所得金額】
	田・畠・養蚕・農家が兼営する家畜・酪農などから生ずる所得。 【収入金額-必要経費(専従者控除含む)】一青色申告特別控除=所得金額】
不動産	地代・アパート・家賃・駐車場代・土地・建物の権利金等から生ずる所得。申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」欄を使用して計算してください。 【収入金額-必要経費(専従者控除含む)】一青色申告特別控除=所得金額】
	株式などの配当、証券投資信託の収益の分配などに係る所得。申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」欄を使用して計算してください。配当割額がある場合は「16 配当割額の控除に関する事項」に記載してください。
給与	俸給・給与・賞金・賃与などの収入の合計額を記入。青色・白色の事業専従者給与も給与所得になります。（所得金額は記入しなくても可）
	公的年金等の収入の合計額を記入。（所得金額は記入しなくても可）
雑所得 業務	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの収入と所得を記入してください。申告書裏面の「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」欄を使用して計算してください。
	上記以外の雑所得の収入と所得を記入してください（作家以外の方の原稿料、印税、講演料、生命保険契約に基づく年金、郵便年金など）。申告書裏面の「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」欄を使用して計算してください。
総合一時譲渡	総合譲渡は動産の譲渡により生ずる所得。一時所得は、生命保険等の満期返戻金などの一時的な性質をもっている所得。ともに特別控除50万円。申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄を使用して計算してください。
分離	土地・建物や山林・株式等の譲渡、退職金の受け取りなどによる所得。申告する場合は、お手数ですが香取市役所税務課市民税班（電話：0478-50-1242）へご連絡ください。申告用の専用用紙を別途送付いたします。

4 所得から差し引かれる金額（3の計算結果）

生命 介護 医療 ・保 険 ・個 人 年 金 ・	【旧・生命保険料控除】 生命保険契約・生命共済契約の保険料を支払った場合。 個人年金保険料の控除額は一般保険料と同じ計算方法で す。両方ある場合はそれぞれの合計額。 【新・生命保険料控除】 平成24年1月1日以降に新規契約・更新した生命保険契 約は「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」「介 護医療保険料控除」の3つの控除枠により計算します。計 算方法・限度額は右のとおりです。平成23年12月31日 以前の契約は従前の制度が適用となります。新旧両方の契 約がある人は、旧契約のみ・新契約のみ・新旧両方のいず れかを選択して申告できます。新旧両方で申告する場合 は、新旧それぞれの制度で計算した合計額が申告額となり ますが、控除限度額は所得税4万円・住民税2.8万円とな るので注意してください。また、その場合の全体の控除限 度額は所得税12万円・住民税7万円です。		
	旧 生 命 保 険 料 控 除	支払った保険料 ～15,000円 15,001円～40,000円 40,001円～70,000円 70,001円～	控除額 保険料全額 保険料×1/2+7,500 保険料×1/4+17,500 35,000（一律）
	新 生 命 保 険 料 控 除	支払った保険料 ～12,000円 12,001円～32,000円 32,001円～56,000円 56,001円～	控除額 保険料全額 保険料×1/2+6,000 保険料×1/4+14,000 28,000（一律）
地 震 保 険 料 控 除	保険の区分	支払った保険料	控除額
	地震保険料	—	支払った保険料×1/2（最高25,000円）
	旧長期損害保険料	～5,000円 5,001円～15,000円 15,001円～	支払った保険料の金額 支払った保険料×1/2+2,500円 10,000円（一律）
地 震 保 険 料 控 除	地震・旧長期両 方がある場合	それぞれで計算した控除額の合計。(最高25,000円) 1契約で地震・旧長期両方がある場合はいずれか一方を選択。	

その他

所得金額調整控除	(イ)	給与収入が850万円を超える、次のいずれかに該当する場合、 (給与収入-850万円)×10%が給与所得から控除されます。 計算に使用する給与収入は1,000万円が上限です。 ・本人が特別障害者 ・23歳未満の扶養親族を有する ・特別障害がある同一生計配偶者又は特別障害がある扶養親族を有する										
	(ロ)	給与所得控除後の給与等の金額（A）と公的年金等に係る 雑所得の金額（B）の両方があり、（A）+（B）が10万 円を超える場合、（A）+（B）-10万円が給与所得から 控除されます。計算に使用する（A）と（B）の金額はそれ ぞれ10万円が上限です。										
上記の（イ）と（ロ）の両方に該当する場合、（イ）の控除後に（ロ）を控除します。												
事業専従者控除												
事業専従者控除	事業・不動産所得がある方で、生計を一にする配偶者等が、あなたの事業に6ヶ月以上従事している場合には、事業専従者として控除額を必要経費に算入することができます。白色事業専従者は下記の①と②のいずれか少ない金額になります。申告書裏面の「11 事業専従者に関する事項」欄に記載してください。											
	配偶者である事業専従者……86万円 その他の事業専従者……50万円											
事業所得+不動産所得+山林所得 事業専従者+1												
①												
②												
※事業専従者とした場合は、配偶者・扶養控除は受けられません。												
基礎控除	合計所得金額により、以下の表のとおり控除が適用されます。											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">合計所得金額</th> <th style="text-align: center;">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2,400万円以下</td> <td style="text-align: center;">43万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,400万円超2,450万円以下</td> <td style="text-align: center;">29万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,450万円超2,500万円以下</td> <td style="text-align: center;">15万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,500万円超</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> </tbody> </table>			合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円	2,500万円超	0円
合計所得金額	控除額											
2,400万円以下	43万円											
2,400万円超2,450万円以下	29万円											
2,450万円超2,500万円以下	15万円											
2,500万円超	0円											